第7章｜地域生活拠点

1. 地域生活拠点とは

本市には，これまでの市町村合併の経緯により，唐桑地域，本吉地域ともに，旧町の中心部に各地域の拠点が形成されています。

これらの拠点は都市計画区域外ではありますが，旧町の中心部としてある程度の人口が集積しており，地域住民の生活利便性を支え，地域コミュニティの維持に寄与する重要な拠点となることから，本計画の上位計画となる「気仙沼市都市計画マスタープラン」において「地域拠点」として位置づけられています。

こうした郊外に位置する拠点を，将来にわたって持続可能な拠点として維持していくため，本計画において，唐桑地域，本吉地域に「地域生活拠点区域」を設定します。

2. 地域生活拠点区域の考え方

唐桑地域や本吉地域は都市計画区域外ですが，地域住民の生活を支える機能集積がある程度見られる唐桑総合支所付近や本吉総合支所付近を，以下の区域設定のプロセスに基づいて，地域生活拠点区域に設定します。

■　地域生活拠点区域の設定プロセス

《STEP1》都市計画との整合
- 都市計画マスタープランにおける地域拠点

▼

《STEP2》都市機能の誘導
- 日常生活を支える施設が立地・集積している範囲

▼

《STEP3》基幹交通ネットワーク周辺
- 幹線道路沿道
- バス停から徒歩圏でアクセスできる範囲

▼

地域生活拠点区域（概形）の設定

3. 地域生活拠点区域の設定

前項で示した区域の設定プロセスに基づいて，次のように地域生活拠点区域を設定しました。

■ 地域生活拠点区域

唐桑地区 地域生活拠点区域

本吉地区 地域生活拠点区域

4. 誘導施設相当施設

都市機能誘導区域の誘導施設に相当する施設として，地域生活拠点内に今後も維持すべき施設を設定します。

地域生活拠点は，中心拠点との連携により生活環境の形成を図る拠点となることから，現存する施設や機能を維持するという考え方に基づいて，誘導施設相当施設を定めます。

なお，本区域における誘導施設相当施設の誘導・休廃止にあたっては，法定外の取り扱いとなることから，特に届出等の義務が発生するものではありません。

■ 誘導施設相当施設

○：維持する施設

方針		中心拠点との連携により，生活環境の形成を図る拠点		備考
地域生活拠点区域		唐桑地区	本吉地区	
誘導施設相当施設	行政施設	○ 総合支所	○ 総合支所	
	高齢者福祉施設	ー	○ 本吉地域包括支援センター	デイサービスや居宅介護などその他の高齢者福祉施設は分散的配置が望ましい
	社会文化施設	○ 公民館・図書館	○ 公民館・図書館	
	商業施設	○ 店舗面積 2,000 ㎡以下のもの	○ 店舗面積 2,000 ㎡以下のもの	
方針に基づく機能・維持誘導の考え方		▪ 地域拠点区域内の生活サービス施設を維持し，都市計画区域外においても海や山林，農地などの自然環境と共生しながら，活気ある生業の継承とゆとりある暮らしを実現する。		

5. 拠点形成施策

地域生活拠点における拠点形成施策を次のように設定します。これにより，日用品の買い物や福祉施設など地域住民の日常生活機能の維持を図ります。

居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備

- 医療，教育，就業拠点など，地域の居住環境向上に資する公共公益施設の誘導・整備を図ります。

滞在・交流空間の形成に向けた既存ストックの修復・利活用

- 日常生活の滞在快適性の向上に資する公共空間整備や既存ストックの修復・利活用を行い，住民等の滞在・交流を促進します。